

令和3年松前町条例第11号

松前町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年3月29日

松前町長 岡 本 靖

松前町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例
松前町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年松前町条例第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>松前町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例 <u>目次</u> <u>第1章 総則（第1条—第3条）</u> <u>第2章 町道の構造の技術的基準（第4条—第41条）</u> <u>第3章 道路標識の寸法（第42条）</u> <u>附則</u> <u>第1章 総則</u> 第3条 省略 <u>第2章 町道の構造の技術的基準</u> （車線の分離等） 第5条 省略 2～6 省略 7 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、令<u>第42条第1項</u>において準用する令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> | <p>松前町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例 第3条 省略 （車線の分離等） 第5条 省略 2～6 省略 7 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、令<u>第41条第1項</u>において準用する令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> |

(自転車道)

第9条 省略

2・3 省略

4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、令第42条第1項において準用する令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

5 省略

(交通安全施設)

第31条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第39条 省略

2 省略

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、令第42条第1項において準用する令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。

4・5 省略

(歩行者専用道路)

第40条 省略

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、令第42条第1項において準用する令第40条

(自転車道)

第9条 省略

2・3 省略

4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、令第41条第1項において準用する令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

5 省略

(交通安全施設)

第31条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等_____、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第39条 省略

2 省略

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、令第41条第1項において準用する令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。

4・5 省略

(歩行者専用道路)

第40条 省略

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、令第41条第1項において準用する令第40条

第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。

3・4 省略

(歩行者利便増進道路)

第41条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、松前町高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例（平成25年松前町条例第7号）で定める基準に適合する構造とするものとする。

第3章 道路標識の寸法

第42条 省略

別表（第42条関係） 省略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。

3・4 省略

(道路標識の寸法)

第41条 省略

別表（第41条関係） 省略